

球磨村ふるさと寄附推進業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

第1章 事業概要及び諸条件に関する事項

1 趣旨

この要領は、球磨村ふるさと寄附推進業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、価格のみでなく事業者の業務全般に関する実績や専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を受注候補者として選定する公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものです。

2 事業の概要

(1) 委託業務名

球磨村ふるさと寄附推進業務委託

(2) 業務内容

「球磨村ふるさと寄附推進業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行機関

契約締結日から令和12年3月31日まで

※令和9年3月31日（予定）までは、システム構築、返礼品提供事業者との調整等の準備期間とし、委託料の支払は発生しないものとします。

(4) 委託料の提案限度額

寄附金額の7.0%の額（消費税及び地方消費税相当額を除く）

※返礼品代金及びその発送に係る経費、広告費、ふるさと納税ポータルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料、受領証明書発行代行委託料、ワンストップ特例申請受付手数料は含みません（返礼品代金及びその発送に係る経費は、別途実費相当額を受注者に支払います。）。

3 受注候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定します。

4 日程

項 目	期 日
実施要領及び必要書類の公開	令和8年9月1日（火）
参加表明及び第一次審査資料に係る質疑書提出期限	令和8年9月25日（金）17時
参加表明及び第一次審査資料に係る質疑書への回答	令和8年10月2日（金）
参加表明及び第一次審査資料の提出期限	令和8年10月16日（金）17時
参加資格確認通知書及び企画提案書等提出要請書の送付	令和8年10月23日（金）
企画提案書に係る質疑書提出期限	令和8年11月6日（金）17時
企画提案書に係る質疑書への回答	令和8年11月13日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年11月27日（金）17時
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年12月4日（金）（予定）
選定結果の通知	令和8年12月18日（金）（予定）
契約締結	令和9年1月（予定）

※日程は変更する場合があります。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号をすべて満たす者とします。共同企業

体等については、構成員のすべてが次の（１）から（７）までの各号をすべて満たす者とします。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- （２）2 年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （３）6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- （５）国税（法人税及び消費税）、本店所在地の都道府県税（法人都道府県民税及び地方消費税）及び本店所在地の市町村税（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないこと。
- （６）球磨村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 11 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、それらと密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- （７）熊本県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 52 号）第 19 条の規定に違反しない者であること。
- （８）令和 3 年度以降に、本業務と同種又は類似の業務であって、年間 3 億円以上の寄附受付実績がある地方自治体との間で契約を締結し、これを誠実に履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

6 選定委員会

次に掲げる 5 人の委員で構成する球磨村ふるさと寄附推進業務委託に係る受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、企画提案等について審査します。

役 職	職名等
委員長	復興推進課 課長
委員	復興推進課 主幹
委員	復興推進課 主幹
委員	復興推進課 ふるさと創生室 室長
委員	復興推進課 ふるさと創生室 係長

7 選定方針（審査）

本プロポーザルの審査は、二段階審査方式で行います。

（１）第一次審査（書類審査）

第一次審査は、参加表明書を提出したもの（以下「参加表明者」という。）のうち、参加資格を有する者（以下「応募者」という。）の提出書類を事務局において評価基準に基づき点数化して審査を行い、企画提案書の提出を要請する者（以下「提案者」という。）を選定します。この場合において、応募者が 5 者を超えるときは、得点の最も高い者から順に 5 者を提案者として選定し、全ての参加表明者に対して、文書により結果を送付します。

（２）第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第二次審査は、企画提案書について、次の評価点に基づき評価を行い、最も得

点の高い者を本業務の受注候補者、受注候補者に次いで得点の高い者を次点候補者として、それぞれ1者選定します。

なお、評価基準の評価点が合計の6割未満の提案者は、受注候補者として選定しないものとします。

(3) 評価基準

「球磨村ふるさと寄附推進業務委託に係るプロポーザル評価基準」(以下「評価基準」という。)のとおり

(4) 採点基準

第二次審査において、選定委員会の委員は、次の「採点基準表」に示す評価内容により評価し、選定委員会は、採点基準に従い得点を算定します(定量評価によるものを除く。)

採点基準表

評価	評価内容	採点基準
A	極めて優秀である	配点×1.0
B	優秀である	配点×0.8
C	標準的である	配点×0.6
D	物足りない	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2
F	記載がない	配点×0.0

ア 第二次審査において、評価点の総合計が同点である場合は、評価基準の「④提案内容」の合計評価点数が高い者を上位とします。

イ アの場合において、「④提案内容」の合計評価点数が同点の場合は、「②サポート体制」の合計評価点数が高い者を上位とします。

ウ イの場合において、「②サポート体制」の合計評価点数が同点の場合は、「③業務遂行能力」の合計評価点数が高い者を上位とします。

エ ウの場合においても同点の場合は、くじ引きにより選定します。

8 事務局

〒869-6401 熊本県 球磨郡 球磨村 大字渡 丙 1730 番地

球磨村 復興推進課 ふるさと創生室(担当者:中村)

電話番号:0966-32-1114

FAX番号:0966-32-1141

電子メールアドレス:proposal2026●vill.kuma.lg.jp

※メール送信時は●を@に置き換えてください。

※本プロポーザルに関する質疑、企画提案書の受付は、すべて事務局で行います。

※本実施要領、本プロポーザルに関する書式、質疑に対する回答などは、すべて村公式ウェブサイトで公開します。

第2章 応募手続及び審査結果に関する事項

1 必要書類等の公開

本実施要領及び提案に必要な書類は、令和8年9月1日(火)から村公式ウェブサイトで公開しますので、必要に応じてダウンロードしてください。

2 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出してください。

なお、共同企業体等の場合は、代表構成員と構成員の連名で書類を作成してください。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（第 1 号様式）
- イ 事業者概要書（第 2 号様式）
- ウ 実績一覧表（第 3 号様式）
- エ 実施体制調書（第 4 号様式）

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 16 日（金）17 時

(3) 提出方法

事務局宛て電子メール

※件名「球磨村ふるさと寄附推進業務委託プロポーザル参加表明書提出」

※送信後は、必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡をしてください。

(4) 質疑応答

本プロポーザルの参加に関して質疑がある場合は、質疑書（様式第 5 号）を次のとおり提出してください。

なお、企画提案に係る質問については、別に受け付けます。

ア 提出期限

令和 8 年 9 月 25 日（金）17 時

イ 提出方法

事務局宛て電子メール

※件名：球磨村ふるさと寄附推進業務委託プロポーザル参加に関する質疑書

※電話、FAX 又は口頭による質問は受け付けません。

※送信後は、必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡をしてください。

ウ 回答方法

令和 8 年 10 月 2 日（金）までに、村公式ウェブサイト にすべての質問に対する回答を掲載します。

なお、質疑内容が不明確な場合など、内容によっては回答しない場合があります。

また、回答に対する再質問は受け付けません。

(5) 提案資格確認結果の通知

「第 1 章－7－（1）第一次審査（書類審査）」のとおり、参加表明者の中から事務局が提案者を選定し、令和 8 年 10 月 23 日（金）までに電子メールにて、すべての参加表明者に対し参加資格確認結果通知書により通知するとともに、提案者として選定された者に対しては、企画提案書等提出要請書を送付します。

なお、提案者として選定されなかった者で説明が必要な場合は、参加資格確認結果通知書に記載する方法により、説明を求めることができます。

3 企画提案書の提出

企画提案書等提出要請を受けた者は、企画提案書を次のとおり提出してください。

(1) 提出期間

令和 8 年 10 月 26 日（月）から令和 8 年 11 月 27 日（金）まで

※受付時間は、平日の 9 時から 17 時まで

(2) 提出方法

事務局への持参又は郵送等

郵送等の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることと

し、事故等により到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けません。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（第6号様式及び任意様式）

イ 見積書（第7号様式）

見積書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

(i) 業務に係る見積金額を、消費税及び地方消費税を含まない額で記載すること。

(ii) 基本業務委託料については、受入寄附金額あたりの委託料の割合を算出のうえ、寄附金額（見込み）を乗じた総額を見積もること。

(iii) 寄附金受領証明書等の発送業務委託料については、1件あたりの寄附金受領証明書等の発送費を算出のうえ、寄附件数（見込み）を乗じた総額を見積もること。

(iv) 寄附金額（見込み）及び寄附件数（見込み）については、提案者が本業務を行った場合に見込まれる、各年度の寄附受入額及び件数を記載すること。

ウ 収支予算書（第8号様式）

(4) 提出部数

正本1部、副本（写し）9部

副本9部は審査に用いるため、提案者の商号又は名称、所在地、代表者名等を記載しないこととし、表紙についても、社名等の記載や押印を一切行わないでください。社名等が判別できる場合には失格となることもありますので、十分確認したうえで提出してください。

なお、見積書及び収支予算書は、正本1部のみ提出してください。

(5) 作成上の留意点

ア 専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現にすること。

イ 提案内容について、簡潔かつ明瞭に記述し、必要に応じて図表等を利用すること。

ウ 企画提案書は、「球磨村ふるさと寄附推進業務委託企画提案書作成要領」及び評価基準、仕様書を踏まえて作成すること。

なお、項目に沿って順に記載するとともに、原則として、A4版、横向き・横書き、両面印刷及び文字の大きさを12ポイント以上とし、表紙を含めて40ページ以内とすること。文章を補完するために必要な概念図や表を使用する場合、文字の大きさは適宜調整すること。

エ 表紙には、タイトル（「球磨村ふるさと寄附推進業務委託企画提案書」）、提出年月日及び提案者の商号又は名称（正本のみ）を記載すること。

(6) 企画提案に関する質疑

企画提案について質疑がある場合は、質疑書（第6号様式）を次のとおり提出してください。

ア 提出期限

令和8年11月6日（金）17時

イ 提出方法

事務局宛て電子メール

※件名：球磨村ふるさと寄附推進業務委託プロポーザル企画提案に関する質疑書

※電話、FAX又は口頭による質問は受け付けません。

※送信後は、必ず事務局宛てに受信確認の電話連絡をしてください。

ウ 回答方法

令和8年11月13日（金）までに、村公式ウェブサイト にすべての質問に対する回答を掲載します。

なお、質疑内容が不明確な場合など、内容によっては回答しない場合があります。

また、回答に対する再質問は受け付けません。

（7）提出書類の取扱い

提出された書類は返却しません。

また、提出後の差し替えや追加は認めません。ただし、事務局が必要と認める場合に、追加資料を求めることがあります。

なお、提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には使用しません。

4 プレゼンテーション及びヒアリング

（1）開催日

令和8年12月4日（金）（予定）

※開始時間等の詳細は別途通知します。

※順番は、事務局が無作為に決定します。

（2）場所

球磨村役場庁舎内会議室

（3）プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間

ア 準備・片付け：5分以内

イ プレゼンテーション（提案内容の説明）：30分以内

ウ ヒアリング（質疑応答）：20分以内

※提案者の数により所要時間を変更する場合があります。

（4）使用機器等

プレゼンテーションにおいて、事務局が用意する機器等は次のとおりです。その他のPC等必要となる機器は、提案者が持ち込んでください。

ア 85インチディスプレイ（RGBケーブルとHDMIケーブルを含む）：1機

イ 電源コード（4口）：1本

※音響機器（マイク等）は不要です。

（5）プレゼンテーションの留意点

ア プレゼンテーションの場所への入室は5名以内とします。なお、主たる説明及び質疑への応答は、本業務の主担当者が行ってください。

イ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めません。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り、使用を認めます。

ウ プレゼンテーションは非公開とします。

5 最終審査結果の通知及び公表

（1）最終審査の結果、受注候補者及び次点候補者に選定された者に対し、その旨を電子メールで通知します。

（2）最終審査の結果、受注候補者及び次点候補者に選定されなかった提案者に対しては、選定しなかった旨及び理由を電子メールで通知します。

(3) 最終審査結果については、次の内容を村公式ウェブサイトで公表します。

ア 受注候補者名

イ 評価結果

ウ 選定理由

※受注候補者以外は、提案者が特定できない方法で公表します。また、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は、次点候補者について公表します。

(4) 最終審査を受けた者で、審査結果の理由の説明が必要な場合は、企画提案等評価結果通知書（最終審査）に記載する方法により、請求することができるものとします。

第3章 契約に関する事項

1 契約手続について

球磨村は、受注候補者となった者を相手として契約交渉を行います。ただし、受注候補者に事故等があり、契約が不能となった場合は、次点候補者を契約交渉相手とします。

契約交渉相手の企画提案等を適切に反映するために、内容協議のうえ業務仕様書を作成します。

契約形態は随意契約とし、確定した業務仕様書に基づく見積書の提出を求めます。なお、契約額は原則として、提案された見積額の範囲内とします。

2 契約保証金について

球磨村と契約を締結する場合は、契約金額の10分の1以上の契約保証金の納付（契約保証金に代わる担保を含む。）が必要となります。ただし、次のいずれかに該当することが確認できる場合は、契約保証金の納付を免除します。

ア 保険会社との間に球磨村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと球磨村において認められたとき。

3 その他

(1) 契約締結後、速やかに村担当者と協議のうえ、業務委託実施計画書（スケジュール等）を作成し、村担当者の確認を受けること。

(2) 村担当者との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合は、その都度協議すること。

第4章 その他の事項

1 留意事項

(1) 本プロポーザルへの参加に要する経費については、すべて参加事業者の負担とします。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと判断したときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を球磨村に請求することができません。

(2) 参加表明書の提出後又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退すること

になった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局あてに報告してください。
なお、辞退により、不利益が発生することはありません。

（３）以下の条件に該当する場合は、選定委員会に報告のうえ、失格とします。なお、失格となった場合は、別途通知します。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- ウ 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成及び記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ 見積書に代表者印が押印されていない場合及び見積金額に訂正がある場合
- カ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印）
- キ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 条）に抵触する行為があった場合
- ク 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ケ 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）において、正当な理由なく欠席した場合
- コ 「第 1 章－ 2 －（４）委託料の提案限度額」を超過した見積書を提出した場合

（４）企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、委託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、球磨村が必要と認める場合には、球磨村が受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

（５）本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

（６）球磨村は、提案者から提出された企画提案書等について、球磨村情報公開条例（平成 17 年条例第 13 号）の規定による請求に基づき第三者に開示することがあります。ただし、事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合があります。

（７）契約締結後、ふるさと納税に係る制度の変更や、予算の減額等による契約の変更等が生じる可能性があります。

（８）本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとします。

（９）本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定めます。

【参考】球磨村ふるさと納税の実績（過去 3 年間）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
寄附受入額	57, 297, 290 円	37, 571, 701 円	40, 007, 000 円
寄附件数	4, 005 件	1, 767 件	2, 054 件